

(案)

○大阪府都市公園指定管理者評価委員会 活性化調査検討部会設置要領

(趣旨)

第一条 この要領は、大阪府都市公園指定管理者評価委員会規則（以下「規則」という。）第五条の規定に基づき、活性化調査検討部会（以下「部会」という。）を設置するとともに、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第二条 府営公園（以下「公園」という。）における、利用者ニーズを適切に把握し、公園の更なる活性化につなげていくため、必要な調査検討を行う。

(組織)

第三条 部会は、規則第五条の規定により、規則第二条により任命した委員のうちから、委員長が指名する委員3名以内で組織する。

- 2 部会に部会長を置く。部会長は、規則第五条第三項の規定により委員長が指名する。
- 3 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 部会の議決は、規則第五条第五項の規定により、部会の決議をもって委員会の決議とする。
- 5 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

(委任)

第五条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。